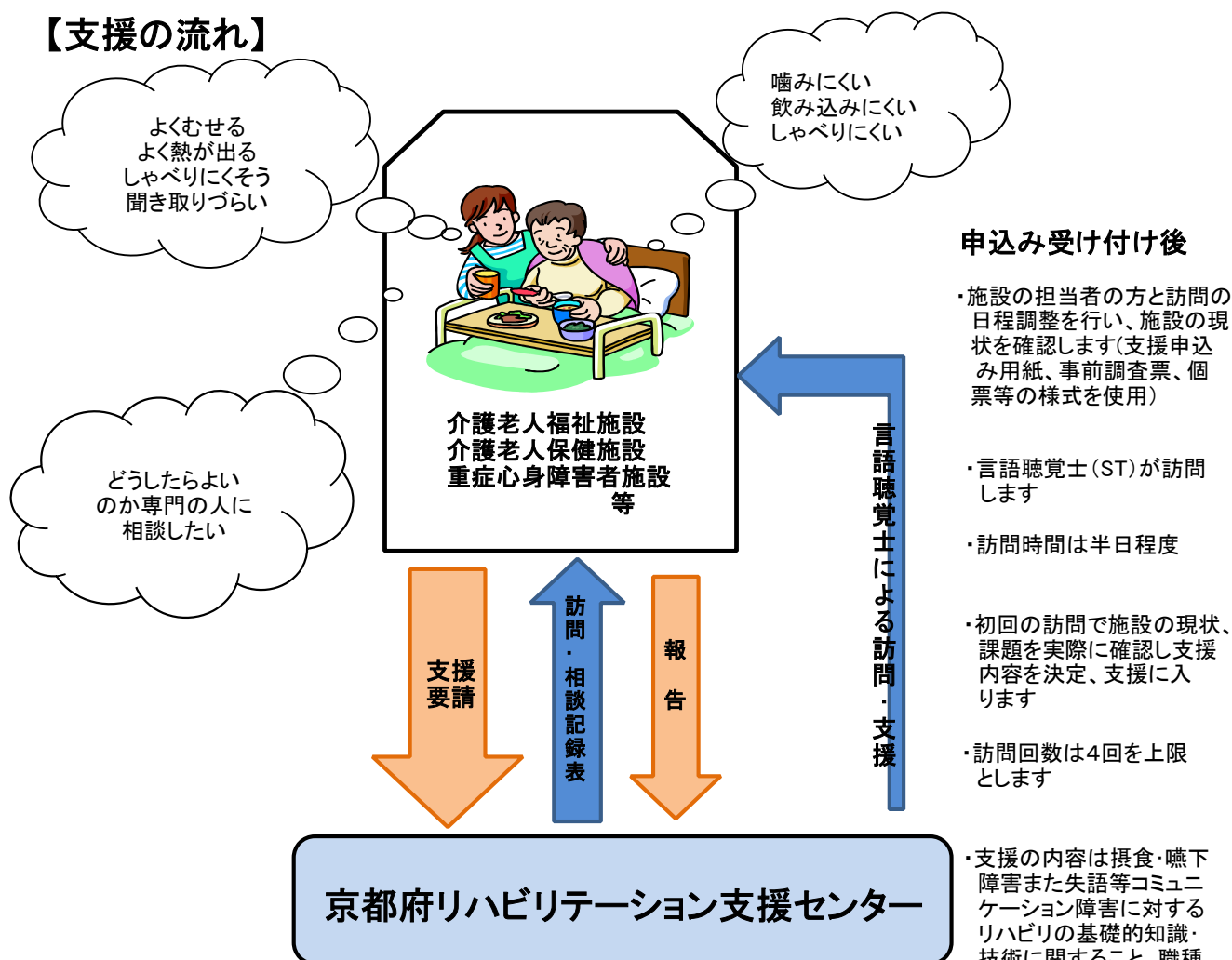


## H24年度摂食・嚥下等障害対応支援 訪問・相談事業の案内

京都府の総合リハビリテーション体制の整備の一環として言語聴覚士がいない、あるいは経験の浅い言語聴覚士を抱えるリハビリテーションサービス提供事業所等に府職員を派遣し、摂食・嚥下等障害に関する知識・技術の向上を図ることにより、利用者のQOLを考えた適切なリハビリテーションを提供し、利用者が安心しておいしく食べられるよう、また円滑にコミュニケーションが図れるよう支援を行います。

### 【支援の流れ】



### 申込み受け付け後

- ・施設の担当者の方と訪問の日程調整を行い、施設の現状を確認します(支援申込み用紙、事前調査票、個票等の様式を使用)
- ・言語聴覚士(ST)が訪問します
- ・訪問時間は半日程度
- ・初回の訪問で施設の現状、課題を実際に確認し支援内容を決定、支援に入ります
- ・訪問回数は4回を上限とします
- ・支援の内容は摂食・嚥下障害また失語等コミュニケーション障害に対するリハビリの基礎的知識・技術に関する事、職種間の連携に関する事や勉強会などの施設内の教育に関する事及び介護予防事業(口腔機能向上)に関する事
- ・支援終了後に訪問・相談に関する記録を施設に提出し、報告を受けます

申し込みの方法 等のお問い合わせは下記にご連絡ください

(担当 山原 / 田中)

電話 075-251-5399

fax 075-251-5387

Eメール [rehabili@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rehabili@pref.kyoto.lg.jp)